

## 第3章 公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、これまでの実績を踏まえ地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。また、公共施設の整備・管理について、管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともにPFIの導入について研究を行います。

「本庁」については、新庁舎建設までの間は合併前の川内市役所（川内市神田町3番22号）とし、従前の樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場、里村役場、上甕村役場、下甕村役場、鹿島村役場は、各種窓口業務機能だけでなく従来の町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な業務を行う「支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

また、将来の新庁舎建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、研究するものとします。

なお、合併前の祁答院町黒木支所、蘭牟田支所、樋脇町市比野出張所は、「出張所」として、市民サービスコーナー（合併前の川内市）は、引き続き「市民サービスコーナー」（大小路サービスコーナー）として配置するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムが稼動することから市民がどこでも住民基本台帳カードにより住民票等の交付を24時間受けられる自動交付機の設置を進めます。

その他の類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。

なお、既存施設に愛称等がつけられている場合は、施設名の後に引き続き、使用するものとします。

PFIとは…

プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称である。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のこと。

「市民サービスコーナー」とは…

住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してある。

## 公共施設呼称（類似施設）

	施設区分	新たな施設名称	合併前の施設名称	備考
1	清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上甌島クリーンセンター 下甌村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
2	火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甌島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下甌村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
3	し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下甌村し尿処理場	有人施設
4	下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中甌中野浄化センター 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
5	幼稚園施設	幼稚園	(各市町村立) 幼稚園 小学校附属幼稚園	
6	保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
7	健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例：東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上甌) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター(下甌)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
8	主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甌村老人福祉センター 下甌村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	
9	診療所	診療所	診療所(川内・祁答院・里・上甌・下甌・鹿島)	
10	総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上甌) 総合体育施設(東郷)	
11	その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例：上甌村立体育館 上甌体育館	総合体育館/体育センター/武道館/弓道場/庭球場/運動公園/グラウンド/ボール/B&G海洋センター/ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
12	主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者福祉センター 川内市勤労青少年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	
13	給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・里・上甌・下甌・鹿島)	
14	ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	
15	中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例：樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館等	
16	郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甌) 歴史民俗資料館(下甌)	川内市歴史資料館は除く。
17	(地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙してあります。  
一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙してありますが、今後事務組合等との協議により検討されるものです。